

議員提出議案第9号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成24年12月17日

提出者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	清水成真
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和62年三朝町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（修正の動議）</p> <p>第17条 法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（修正の動議）</p> <p>第17条 法第115条の2の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>（所管事務等の調査）</p> <p>第73条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>（所管事務等の調査）</p> <p>第73条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法

の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条に規定する公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。